パブリックコメント
（11月16日～30日）

第5次

福井市地域福祉活動計画

2027（令和9）年度～2031（令和13）年度

基本理念

人と人がつながる　地域がもっと好きになる

イラスト

社会福祉法人　福井市社会福祉協議会

第1章　地域福祉活動計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨と背景

第5次地域福祉活動計画（以下、「第5次活動計画」という。）は、第4次地域福祉活動計画（以下、「第4次活動計画」という。）の期間（2022（令和4）年度から2026（令和8）年度まで）終了後、引き続き、誰もが安心して生活できる地域をつくるために、市社協が事務局となり、地域住民や関係機関、専門機関、行政などがお互いに協力して地域福祉の推進を目的とする民間の計画として策定します。

福井市は、市街地、新興住宅地、山間部、沿岸部と多様な地理的条件、歴史的経緯が異なる49の地区で成り立っています。

市内の人口は、1995（平成 7）年の約 27 万 3 千人をピークに減少しており、2040（令和 22）年には約 23 万人になると見込まれています。2024（令和 6）年の出生数は 1,618 人で、合計特殊出生率は 1.41 と全国を上回っていますが、人口置換水準とされる 2.07 には届いていません。一方、高齢化率は 2024（令和 6）年 4 月に 30％を超え、2040（令和 22）年には 35％を超える推計となることに加え、ひとり暮らし高齢者の世帯数も増加し、2025（令和7）年には、市内平均全世帯数の約17％となり、平均世帯人員は、2.29 人と減少しています。併せて、全国的には高齢者の5人に1人が認知症高齢者になる見込みとも言われています。

このように、人口減少や少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加などの社会的な変化に伴い、病気や介護、障がい、子育てなど個別の課題に加え、「8050 問題」(注1)やヤングケアラー(注2)、ダブルケア(注3)など様々な問題が絡み合い、複雑化・複合化しています。

また、子育て分野では、こどもと子育て家庭を取り巻く課題が多様化する中、孤立を防ぎ、地域全体で子どもの育ちと家庭を支えるつながりづくりが求められています。

さらに、障がい者分野では、障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、社会参加を妨げる障壁を取り除き、地域全体で支え合う共生のまちづくりが求められています。

このような状況の中、公的な福祉サービスだけでは地域における福祉課題の解決は困難であり、地域の中でのつながりを再構築する地域共生社会(注4)の実現が求められています。

図１　地区別高齢化率（人口に占める 65 歳以上の人の割合）2026(令和 8)年 4 月 1 日現在

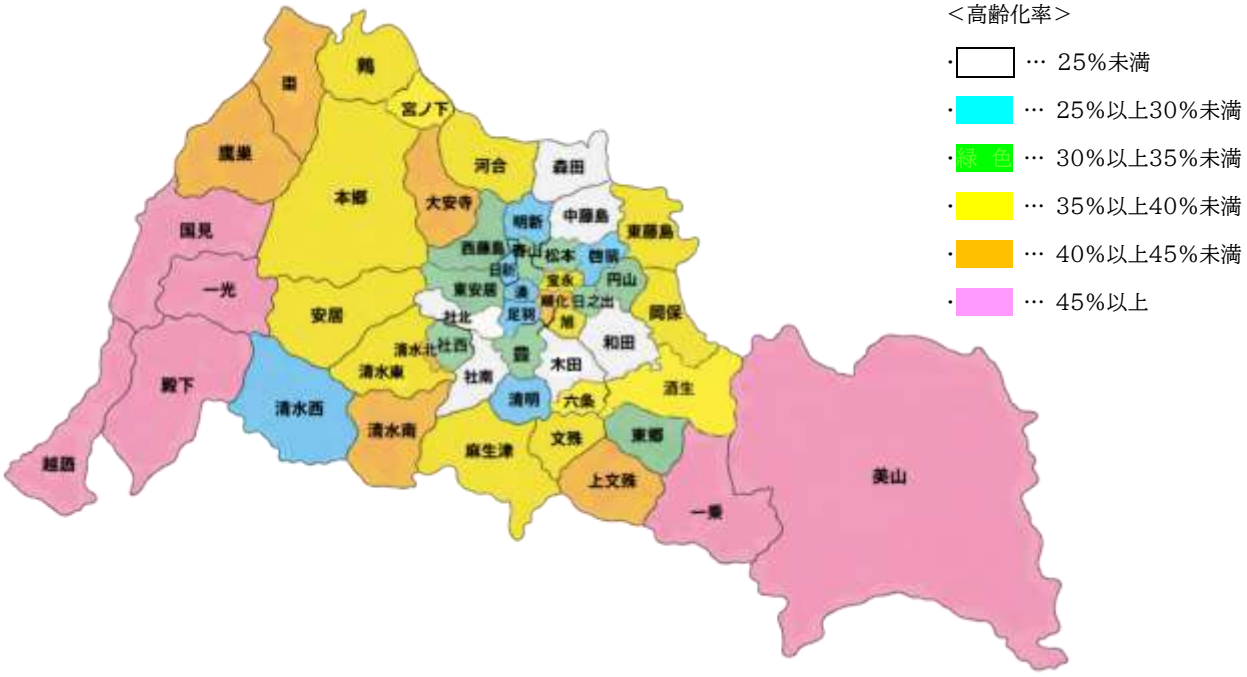
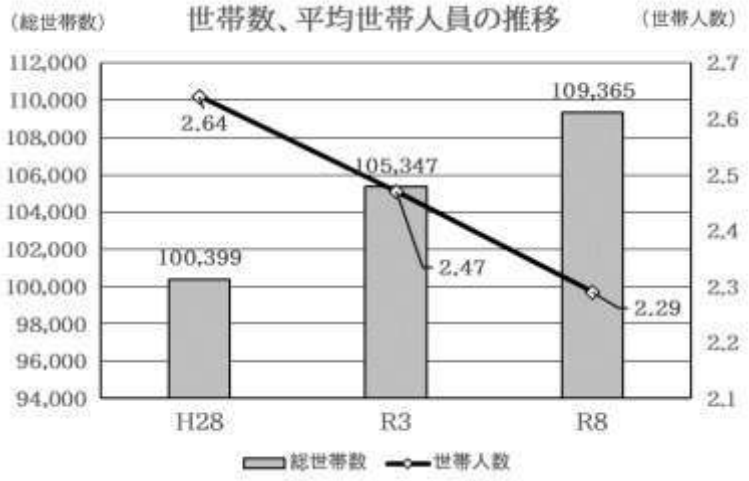


図２　福井市の世帯状況等の推移　※出典　福井市人口統計表を基に市社協作成



(注1)8050(はちまる・ごうまる)問題

80代の親が50代のこどもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

(注2)ヤングケアラー

家族の介護や世話、家事など日常的に担い、学業や生活、心身に負担が生じているこども・若者。

(注3)ダブルケア

育児と介護が同時期に発生する状態のこと。

(注4)地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

(2017(平成29)年2月7日　厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定より)

2 第5次地域福祉活動計画の策定

(1)基本的な考え方

第5次活動計画では、職員が抱える地域課題の整理や抽出作業を行い、それらを基に活動計画の方向性を検討し、地域住民や活動者のニーズの把握、その結果に基づいた体系を定めました。

第5次活動計画の体系は、「人と人がつながる　地域がもっと好きになる」を基本理念とし、これを実現するため、3つの基本目標「お互いの力を活かせる　人づくり」、「共に生きる力を高める　つながりづくり」、「お互いさまを実感できる　地域づくり」、続いて、基本目標ごとに「活動の柱」、さらに活動の柱ごとに「取り組みの方向性」（計10項目）を定めました。

また、「5年後のまちの姿」と「評価指標」を表記するとともに、「取り組みの方向性」を明示した行動計画としています。

地域の多様性を尊重するとともに、それぞれの地域の実情や社会情勢の変化に応じて、柔軟に活動を展開できる計画とするため、第4次活動計画での「具体的な取り組み」を「取り組みの方向性」に変更しました。その上で、地域住民、市民活動団体や企業、社会福祉法人（以下、「社福」という）、市社協等それぞれの取り組み例を示しています。

なお、福井市では、2027（令和9）年度から2031（令和13）年度まで第5次地域福祉計画（以下、「行政計画」という。）の策定を行います。行政計画は福井市における地域福祉の基本的な施策を策定することになっています。

(2)課題及びニーズの抽出方法

第5次活動計画の作成にあたっては、関係機関・団体から、感じている地域の福祉課題やご意見を第5次活動計画に反映させることを目的に4分野（高齢者、障がい者、こども、地域福祉）ごとにヒアリングを行いました。

そして、既存の調査結果や市社協職員を含めた専門職の声も集約し、地域福祉活動に関するニーズを抽出しました。ヒアリング等の結果については、P11～P14参照。

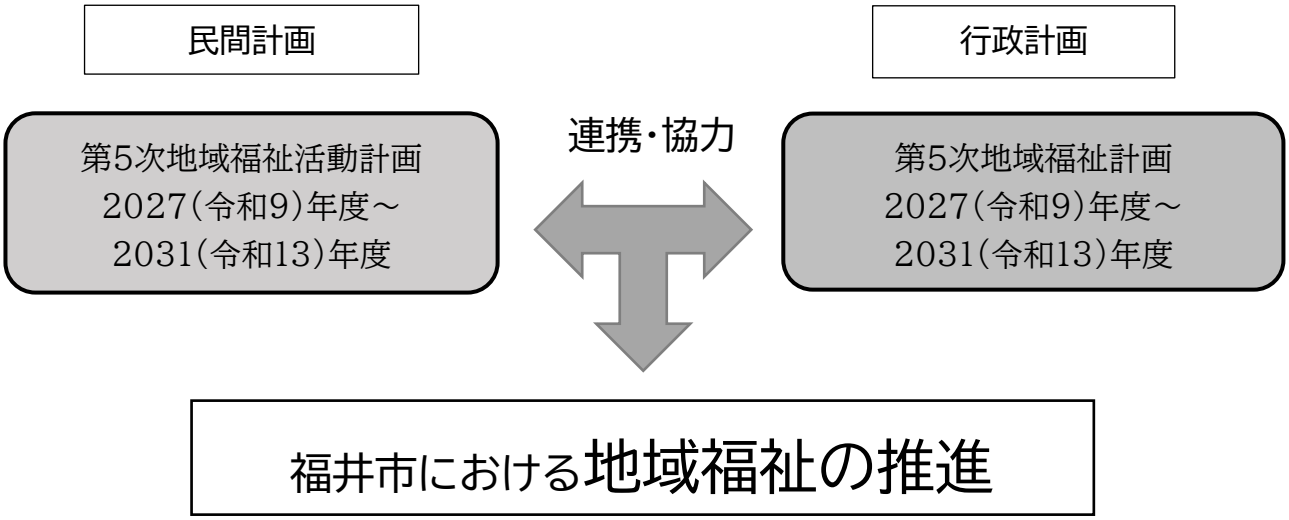
3 計画の期間

第5次活動計画の期間は、2027（令和9）年度から 2031（令和13）年度までの5年間を見通したものとします。

4 計画の位置づけ

社会福祉法107条では、地域福祉を推進するための行政計画として「市町村地域福祉計画」が位置づけられています。一方、同109条では、本会は地域福祉を推進することを目的とする福祉団体と位置づけられています。

第5次活動計画は、本会が福井市内の地区社協、社会福祉法人、ボランティア等の民間と力を合わせて具体的な活動や事業を推進する計画とします。



【参考】社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉，その他の福祉に関し，共通して 取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は，市町村地域福祉計画を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに，その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は，定期的に，その策定した市町村地域福祉計画について，調査，分析及び評価を行うよう努めるとともに，必要があると認めるときには，当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

5　地域の捉え方と参加の方法

「地域」と一言でいっても、人によってイメージする概念や捉え方は様々です。自分の家の隣近所くらいと考える人もいれば、自治会、小学校区、市全域の範囲と考えている人もいますが、どれも「地域」です。

そして、地域福祉の推進においては、隣近所や自治会などの身近な範囲の地域から市全域といった広い範囲の地域まで、様々な範囲で活動が展開されています。

地域内における生活課題や福祉ニーズは多種多様であり、それらを的確に把握し、きめ細かな対応を行っていくために、地域ごとの特性が活かされるしくみや活動を考えていく必要があります。

第5次活動計画では、地域の範囲を図3のように「隣近所」「自治会の区域」「小学校・公民館区域」「身近な生活圏域」「全域」に設定しました。

また、地域住民が「我が事」として、地域での活動に参加する場合には、下記のような方法が考えられます。

①支援が必要な人を地域で支える「ネットワーク」に加わる
②同じ悩みや課題を持つ人同士で「助け合う活動」に参加する
③子ども食堂や買い物支援など、「地域の困りごとを解決する活動」を行う
④手話、点字、傾聴、外出支援などの「ボランティア活動」に参加する
⑤地域のルールやまちづくりを話し合い、「自治活動」に関わる

一人ひとりが強みを活かしながら活動に参加でき、区域内や区域間の連携、協働を進め、表1の支え合い活動（例）のように、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

図３　地域の範囲と支え合い活動のイメージ

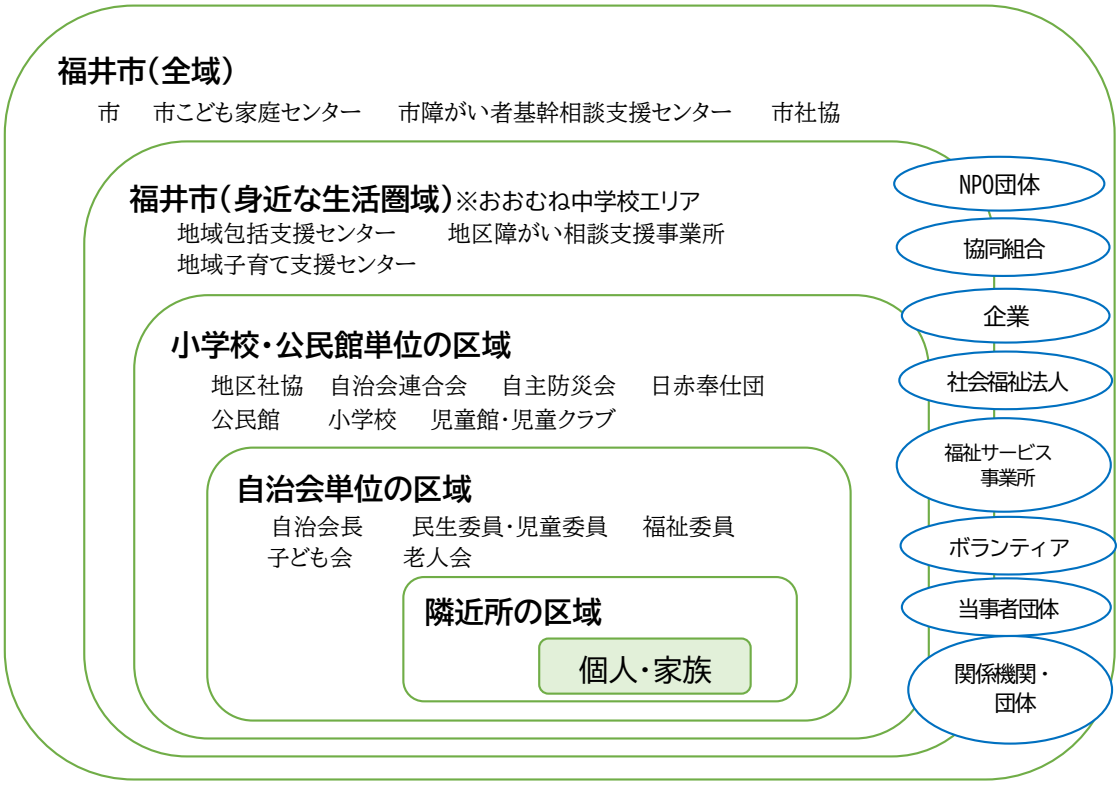


表１　支え合い活動（例）

対象	内容＼地域	隣近所の区域	自治会の区域	小学校の区域	身近な生活圏域	市全域
こども	登下校の見守り	●	●	●		
	子育てサロン			●	●	
	子ども会・ジュニアリーダーズクラブ等		●	●	●	●
	子ども食堂			●	●	●
	学習支援			●	●	●
高齢者	見守り、安否確認	●	●	●		
	高齢者サロン、茶話会	●	●	●		
	老人会		●	●		●
	配食、会食会			●		
	ひとり暮らし高齢者のつどい			●		
	介護者との交流			●	●	●
	買い物、外出支援	●		●		●
	ゴミ出し、雪かき等生活支援	●	●	●		●
障がい者	交流の場					●
	地域活動、社会参加		●			●
	雪かき	●	●	●		●
	ピアサポーター					●
	当事者活動				●	●
全対象	多世代交流・多文化交流			●	●	●
	地域食堂			●	●	●
	防災訓練・避難支援	●	●	●		
	セルプヘルプ活動　（注未定稿）				●	●

６　SDGs(Sustainable Development Goals)とは

SDGs(持続的な開発目標)とは、2015(平成27)年に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない社会の実現」を目指す国際目標で、2030(令和12)年までに、世界全体で達成すべき 17 の目標を掲げています。また、国内では『ビヨンドSDGs官民会議』が発足され、2030(令和12)年以降の国際目標を見据えて議論が始められています。

日本でも地域福祉を含めた様々な場面で取り組まれており、本計画においてもSDGsの目標を踏まえた地域福祉の推進に取り組みます。

